

## 放射線管理区域への装備品の未着用での誤入域について

平成18年4月24日午前11時27分頃、5・6号機サービス建屋\*<sup>1</sup>において、放射線管理区域\*<sup>2</sup>から退域した実務研修中の協力企業作業員が、物品搬出所（非管理区域）で受け取るのを忘れた放射能測定後の搬出物品を取りに戻る際、警報付個人線量計\*<sup>3</sup>を着用せずに、誤って放射線管理区域に入域いたしました。

調査の結果、当該作業員は搬出物品を取りに戻る際、チェックポイント\*<sup>4</sup>において監視員の確認を受け、物品搬出所（非管理区域）へ向かいましたが、その際、受け取り場所を勘違いし、放射線管理区域の通路へ入域したことがわかりました。これに気づいたチェックポイントの監視員がただちに当該作業員を呼び止め、当該作業員は速やかに非管理区域へ戻りました。

なお、評価の結果、当該作業員の放射線による被ばくはありませんでした。

今後、原因を調査し、必要な対策を講じます。

以上

\* 1 サービス建屋

中央制御室や管理区域への人の出入りをチェックする他、作業員の休憩等の場所として提供している建屋。

\* 2 放射線管理区域

放射線による無用な被ばくを防止するため、また、放射性物質による放射能汚染の拡大防止をはかるため管理を必要とする区域。

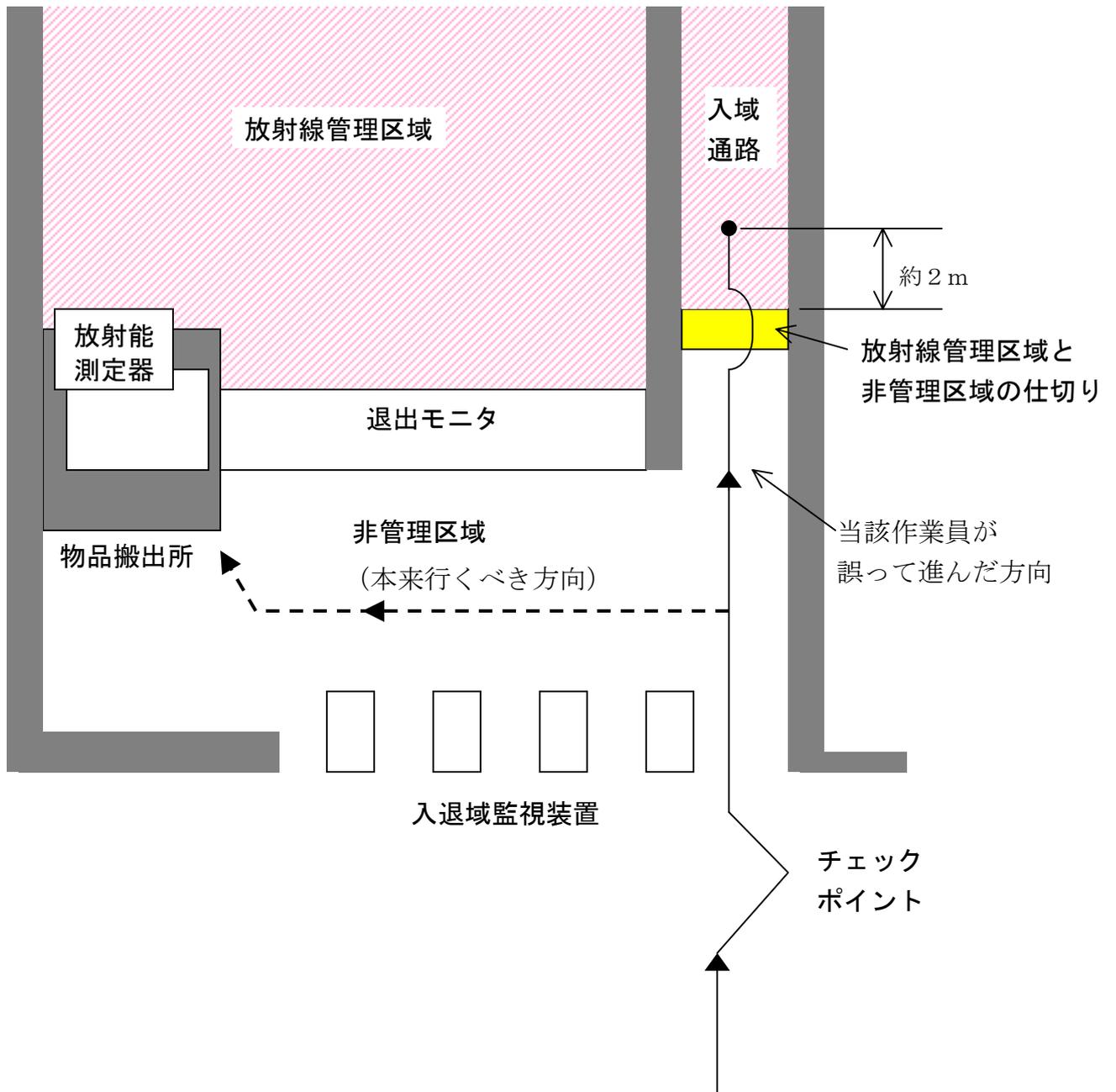
\* 3 警報付個人線量計

作業員個人の被ばく線量および放射線管理区域の入域時間を測定する測定器。被ばく線量や入域時間があるレベルに達したときにアラームが鳴る。

\* 4 チェックポイント

放射線管理区域へ入域する人および物品の出入りを監視する場所で、監視員が常駐している。

これは「当社原子力発電所における不適合事象の公表方法の見直しについて」（平成15年11月10日お知らせ済み）における区分Ⅲの事象として、前日に発生した不適合事象を翌営業日に公表しているものです。



放射線管理区域への誤入域の概要